

## 通信コーナー

2015.02.01

寒中お見舞い申し上げます。3月並の気温ともなりましたが、まだまだ寒い日が続きます。お風邪など召されませぬようお元気で活躍を期待いたしております。

2月になると例年通りに所得税と贈与税の確定申告が始まります。今年の税制改正は少ない。今年より相続税の基礎控除の縮小が適用されます。今まで関係がない人たちにも相続税がかかってくるケースが増えそうであります。

さて、2年前に決って来年の1月より適用される「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の導入がいよいよ始まります。導入スケジュールは今年、2015年10月～個人・法人に対する通知。2016年1月～社会保障、税、災害対策の行政手続で個人番号の記載。2017年1月～国の機関を超えた情報連携開始。2017年7月目途～地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始。個人・法人番号の記載開始時期は所得税・贈与税・消費税（個人）2016年分（2017年1月以降提出分）法人税・消費税（法人2016年1月1日以降の開始事業年度）相続税（2016年1月1日以降の相続または遺贈）税務上の法定調書（2016年1月以降の金銭等の支払等に係るもの）税務上の各種申請・届出（2016年1月以降に提出するもの）社会保険（2016年1月以降に提出するもの）

源泉徴収義務者の実務上の留意点。法人が「報酬・料金」「講演料」「原稿料」などを個人に支払う場合、その支払先から法定調書に記載する個人番号の提示を求め、あわせて本人確認を行う必要がある。給与所得者の扶養控除申告書には本人だけでなく、扶養親族の個人番号も記載することになります。中途退職した従業員に交付する給与所得の源泉徴収票には個人番号を記載することになる。2016年1月より、全ての企業、事業所は税や社会保障の手続きでマイナンバー制度に対応することが義務付けされます。企業は従業員及びその家族のマイナンバーの情報を自らの努力で収集・管理しなければならない。マイナンバーの管理には様々な厳しい規則に従う必要があり、その対応をおろそかにすると、罰則の対象になる可能性がある。企業に関連あるもの全てのものに番号が付されていて、提出書類にはその番号を記載する必要があります。今年10月には12桁の個人番号を通知する通知カードが送られてきます。一生変わらない番号をしっかりと管理できるように準備が求められます。